

香芝市民図書館資料除籍基準

(趣旨)

第1条 この基準は、香芝市民図書館の図書、視聴覚資料等（以下「資料」という。）の除籍に関し必要な事項を定めるものとする。

(除籍基準)

第2条 除籍の対象となる資料及びその基準は、次のとおりとする。

(1) 不明又は亡失

- イ 所在不明の資料のうち、蔵書点検を5回以上経て、発見できない資料
- ロ 貸出資料のうち、返却予定日より5年以上経過した資料で、督促等の回収手続きを経て、回収不能又は回収見込みのない資料
- ハ 事故、天災その他やむを得ない事由により回収不能である資料
- ニ 利用者の亡失により、弁償手続を行った資料

(2) 汚損又は破損

- イ 修理や製本が不可能であるため、以後の利用に供することが適当でない資料
- ロ 修理や製本の費用が買替費用を上回る資料
- ハ 利用者の汚損又は破損により、弁償手続を行った資料

(3) 不用

- イ 新版、改訂版又は同類資料の入手により、代替可能となった資料
- ロ 時間の経過により資料価値が乏しくなったと判断される資料
- ハ 複数の同一資料のうち、利用頻度が減少した資料
- ニ その他館長が出版事情、蔵書構成、利用者の需要及び資料の保存価値を総合的に判断し、保存する必要がないと認める資料

(4) その他

- イ 管理や運用のため、合冊又は分冊し、数量更生する資料
- ロ 保存年限を経過した雑誌又は新聞等

2 除籍の対象としない資料は、次のとおりとする。

- (1) 香芝市に関する郷土行政資料
- (2) 各分野の基本的、歴史的価値を有する資料
- (3) 類書がないか少なく、入手困難であり、蔵書構成に不可欠な資料
- (4) その他館長が必要と認める資料

(除籍資料の処分)

第3条 除籍資料は、市内の公共施設、教育施設、社会福祉施設及び市民等に譲渡することができる。

2 汚損又は破損等による資料については、廃棄する。

(補則)

第4条 この基準に定めるもののほか、資料の除架及び除籍に関して必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この基準は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年11月1日から施行する。